

審査基準

A-f-4
令和元年9月24日作成

法令名 : 警備業法
根拠条項 : 第11条第3項
処分の概要 : 認定証の書換え
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法令の定め : 警備業法施行規則第20条、第7条第2項(認定証の書換えの申請)
審査基準 :
標準処理期間 : 20日
申請先 : 認定証の交付を受けた警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先 : 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備考 :